

通所介護サービス契約書  
重 要 事 項 説 明 書

介護予防通所介護又は介護保険法に  
基づく第1号通所事業サービス  
(介護予防通所介護相当サービス)

リハカジ KAGAYAKI

# リハカジ KAGAYAKI

利用者

様

事業者 (株) SUN GLOW リハカジ KAGAYAKI

(居宅サービス契約の目的)

## 第1条

株式会社 SUN GLOW が開設する通所介護(通所型サービス)事業所「リハカジ KAGAYAKI」(以下「事業所」または「事業者」という。)が行う指定通所介護(介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の事業(以下「事業」という。)は、介護保険法等関連法令及びこの契約書に従い、利用者が地域、家庭において心身ともに豊かで自立した社会生活を営むことができるよう、介護サービスを提供します。

1. 利用者は、本契約において、「重要事項説明書」に記載されたサービスを利用します。
2. 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態・要支援状態区分、及び利用者の被保険証に記載された認定審査会意見に従い、利用者に対してサービスを提供します。
3. 利用者は、事業者からのサービスの提供を受けたときは、事業者に対し「重要事項説明書」の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

(契約期間)

## 第2条

1. この契約の期間は、令和 年 月 日から、利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間までとします。
2. 利用者から事業者に対し、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(居宅サービス計画変更の援助)

## 第3条

事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)に連絡するなど必要な援助を行います。

(サービス内容の変更)

## 第4条

1. 事業者が提供するサービスのうち、この契約で利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険法通用の有無については、別紙「重要事項説明書」のとおりですが、利用者はいつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。
2. 事業者は利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
3. サービス内容を変更した場合、利用者と確認の上、事業者は、変更後のサービス内容、利用回数、利用料及び介護保険の通用の有無等について記載した、居宅サービス計画(ケアプラン)を履行します。

(介護保険の通用を受けないサービスの説明)

## 第5条

事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の通用受けないものが  
ある場合は、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意  
を得ます。

(利用者の解約権)

## 第6条

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。  
この場合には、7 日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

## (利用者の解除権)

### 第7条

利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める居宅サービスを提供せず、利用者の請求にも関わらず、これを提供しようとする場合。
- ② 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③ 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、また著しく信頼を欠くなど、本契約を継続し難い重大な事由が認められたとき。

## (事業者の解除権)

### 第8条

- ① 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しい常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となつたときは、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。
- ② 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、または利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

## (利用料の滞納)

### 第9条

- ① 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料自己負担分を 3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内にその支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- ② 事業者は、前項の催告をした場合には、第8条2項と同様の措置をとり、介護サービス計画の変更や、一般施策に基づくサービスの利用を図る等の調整を行います。
- ③ 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかつたときは、文書をもってこの契約を解除する事ができます。

## (契約の満了)

### 第10条

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約を終了します。

- ① 利用者が死亡したとき。
- ② 第6条に基づき、利用者または利用者の家族から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- ③ 第7条に基づき、利用者から解除の意思表示がなされたとき。
- ④ 第8条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ予告期間が満了したとき。
- ⑤ 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- ⑥ 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合。(事業対象者を除く)

## (損害賠償)

### 第11条

- ① 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がなかった場合はこの限りではありません。
- ② 前項の場合、利用者、または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第12条

- ① 事業所及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らしません。
- ② 事業所は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- ③ 事業者は、利用者、または利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者または利用者の家族の個人情報を用いません。

(苦情処理)

第13条

- ① 利用者または利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
- ② 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速に対処しサービスの向上改善に努めます。
- ③ 事業所は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第14条

- ① 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を所定の書面に記載します。
- ② 事業者は、一定期間ごとに目標達成の状況等を記載した記録を作成します。
- ③ 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保有存します。

利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面、その他のサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めるすることができます。但し、事業者は謄写の実費相当額を利用者に請求できることとします。

(裁判管轄)

第15条

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とする事を予め合意します。

(契約外条項)

第16条

本契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

令和 7 年 5 月 1 日現在

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口、苦情窓口対応時間

9:00～17:00 (月曜日～金曜日)

リハカジ KAGAYAKI	(086)441-4613
---------------	---------------

(管理者)西山 元敬 (生活相談員)荒木 恵子 尾坂 美香 小田 亜希

## 2. リハカジ KAGAYAKI の概要

## ①提供できるサービスの種類と地域

事業所	株式会社 SUN GLOW リハカジ KAGAYAKI
所在地	岡山県倉敷市林2155-3
介護保険指定番号	3370209680
主たるサービスを提供する地	倉敷市(児島地区、水島地区)、倉敷地区(国道2号線以北は除く)

## ②同事業所の職員体制(兼務を含む保有資格の重複有り)

職種	員数(人)	業務内容	備考
管理者	1名	事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把握、当事業所利用申込に係る調整介護計画書の作成その他の管理を一元的に行います	介護職員
生活相談員	1名以上	通所介護ご利用申込者の担当者会議に参加し利用者様に対する相談助言等を行います。	介護職員兼務
介護職員	3名以上	当施設の利用者に対し、心身の状況等を的確に把握し日常生活上の介護、健康管理等の必要な業務を行います。	
看護職員	1名以上	健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。	機能訓練指導員兼務
機能訓練指導員	1名以上	日常生活を営む為に必要な心身機能の低下防止及び維持回復を図る為に必要な訓練指導等の提供を行います	看護職員兼務

## ③営業日、営業時間

営業日	月・火・水・木・金
営業時間	9:30～17:30
サービス提供時間	10:00～16:15

但し、12月30日～1月3日、8月13日～15日及び施設の改修、点検時等は定休日とさせて頂きます。

## ④利用定員

定員 25名 (月～金)

## 3. 事業の目的

利用者が地域・家庭において心身ともに豊かで自立した社会生活を営むことができるよう関係の諸機関、団体等と連携・協働して各種のサービスを提供するように、地域にある福祉サービス機関として地域、高齢者福祉の向上に貢献する事を目的とする。

## 4. 運営方針

- 事業所の指定通所介護事業の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう、さらに利用者が社会的孤独感の解消、心身機能の維持ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活上の援助および機能訓練等の介護その他必要な援助を、利用者の選択に基づき行う。

- 事業所の「介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)」の従業者は利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう

必要な支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な心身機能の維持回復を図り日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を利用者の選択に基づき行う。

- ・事業の実施に当たったは、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 5. サービス内容

サービス利用の際は介護保険被保険者証と、居宅支援事業者あるいは地域包括支援センタが交付するサービス利用表を提示して下さい。

### ● 基本サービス

- ①日々の健康チェック
- ②ADL(日常生活動作)訓練の実施
- ③在宅生活支援のための生活指導及び家族指導
- ④身体介護(食事、排泄、更衣・整容)の各動作の介護サービス
- ⑤食事の介助(但し、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。)
- ⑥送迎サービス

### ● 加算対象サービス

- ⑦入浴介助加サービス(要支援の方は基本料金に含まれます。)
- ⑧個別機能訓練サービス

## 6. サービス利用料金

ご契約者の要支援度あるいは、要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(ご契約者の要支援度あるいは要介護度に応じてサービス利用料金が異なります。)また、介護保険負担割合証に応じて負担割合が違ってきます。

◎ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還支払いとなります。償還支払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した(サービス提供証明書)を交付致します。

◎介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### ①介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### 【サービスの概要と利用料金】

(1)食費(食材料費・調理費)(お休みのご連絡は朝9時00分までにお願いします。)

(2)通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

- ・通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル未満 50円
- ・通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル以上 100円

(3)レクリエーション、行事(希望者のみ) レクリエーション行事費用として(毎月)200円

(4)複写物の交付 ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきま 1枚につき 10円

(5)日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

#### (6)日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

#### (7)介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスあるいは介護予防通所介護サービス利介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

#### (8)利用料金のお支払い方法

月初め～月末分を翌月ご指定の口座より引き落とさせて頂きます。(中国銀行指定)現金でのお支払いも出来ます。

#### (9)体験利用時

体験利用については介護度及び時間、介護保険負担割合証を参照の上実費にてお支払い頂きます。

#### 7. 料 金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、

##### (1)利用料金が介護保険から給付される場合

##### (2)利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。

##### (1) 利用料金

指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)を提供した場合の利用料の額は当該指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)が法定代理受領サービスである時は介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額に「介護負担割合書」に記載された負担割合を乗じた額とする。

該当区分	1日あたりの利用料金(単位)
利用時間	6～7時間
要介護1	584円
要介護2	689円
要介護3	796円
要介護4	901円
要介護5	1008円

上記の費用には、送迎にかかる費用も含みます。

昼食代1食800円(飲み物・おやつ代として150円含む)

その他、おむつ代、リハビリパンツ(S, M, L各一枚 100円・パット一枚 50円)

マスク代 1枚50円

※個別機能訓練加算(Ⅱ) 20 単位(1月につき)

※個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 76 単位(1日につき)

※入浴介助加算(Ⅰ) 40 単位、(Ⅱ)55 単位

※口腔機能向上加算(1) 150 単位(月 2 回を上限)

※介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位×9%

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22 単位(1日につき)

※科学的介護推進体制加算 40単位(1月につき)

##### (2)利用料金

	1ヶ月の費用額 (単位)
要支援1(事業対象者)	1,798
要支援2	3,621

要支援 1, 2 のご契約者の場合、総合事業通所介護として1月単位の定額制となります。上記の費用には、送迎、入浴費用も含みます。

昼食代1食 800 円 (お茶代、おやつ代 150 円を含む)

レクリエーションにかかる費用などは自己負担となります。

その他、おむつ代、(S, M, L各一枚 100円・パット一枚 50円)・マスク代50円  
マスク代 1枚50円

※介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位×9.0%

※一体的サービス提供加算 480 単位(対象者のみ)

※サービス提供体制強化加算 ( I )22 単位(1日につき)

※科学的介護推進体制加算 40単位(1月につき)原則として、日割り計算は行いません。

①月途中に要介護から要支援に変更となった場合

②月途中に要支援から要介護に変更となった場合

③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

★月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

○利用予定日の前日までに申し出がな場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただきま体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%又は20%又は30% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提供して協議します。

## 8. 利用者の人権の擁護・虐待等の防止

私たちは、利用者の方々が安心してサービスを受けられるよう、人権の擁護と虐待等の防止に努めています。この重要事項説明書では、利用者の方々の人権を尊重し、虐待等の行為を防止するための当法人の基本的な考え方と取り組みについて説明します。

### 1. 基本的な考え方

私たちは、利用者の方々一人一人がかけがえのない個人であり、尊厳と自己決定権を有することを尊重します。そして、利用者の方々の人権を擁護し、虐待等の行為を防止することは、私たちが提供するサービスの根幹であると考えています。

### 2. 虐待の定義

虐待とは、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、ネグレクト(介護放棄)の5つを指します。

### 3. 虐待防止の取り組み

#### 3.1 体制整備

虐待防止委員会を設置し、定期的に開催しています。

職員研修を定期的に実施し、虐待に関する知識と対応力を向上させています。相談窓口を設置し、利用者の方々からの相談を受け付けています。

#### 3.2 具体的な取り組み

利用者の方々とのコミュニケーションを大切にし、相互理解と信頼関係を築きます。

利用者の方々の意思決定を尊重し、サービス内容や計画について十分な説明と話し合いを行います。

プライバシーの保護に努め、利用者の方々の個人情報を取り扱う際には適切な管理を行います。苦情処理体制を整備し、利用者の方々からの苦情を迅速かつ丁寧に処理します。

### 4. 虐待の疑いがある場合

職員は、利用者の方々へのサービス提供を行う中で、虐待の疑いがある場合には、速やかに虐待防止委員会に報告し、適切な対応を取ります。

### 5. 利用者の方々への情報提供

虐待とは何か、どのような種類があるのかをわかりやすく説明します。虐待を受けた場合の相談窓口について周知します。

## 6. 職員への指導

虐待に関する知識と対応力を向上させるための研修を定期的に実施します。虐待は許されない行為であることを徹底します。

## 7. 法令遵守

関係法令を遵守し、利用者の方々の人権を擁護します。

## 8. 繼続的な改善

虐待防止に関する取り組みを定期的に見直し、改善を図ります。

## 9. ご意見・ご要望

当法人の虐待防止に関する取り組みについて、ご意見やご要望がありましたら、お気軽にご相談ください。

### 相談窓口

名称：株式会社 SUN GLOW 虐待防止相談窓口

電話番号：086-441-4613

受付時間：月曜日～金曜日 9:30～17:30

E-mail：sunglow2480@gmail.com

担当：西山 元敬

## 10. その他

当法人は、利用者の方々の人権の擁護と虐待等の防止に努め、安心してサービスを受けられる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

### サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用お客様相談・苦情担当 電話担当 荒木恵子(生活相談員)尾坂美香(生活相談員)

(1)苦情があった場合の対応、利用者等への説明の仕組みを明示する。

(2)円滑かつ迅速苦情処理を行う為の処理・手順

①受けた担当者が「概要、処理結果」を記載する。その場で対応可能なものは速やかに処理するとともに必ず責任者に連絡し、かつ利用者等に連絡し説明する。

②苦情処理を行えない場合については、事務所内で会議を行い決定する。また、必要に応じて、弁護士等に相談して決定し、利用者の理解が得られるよう説明に努める。

③利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償について検討する。

④苦情内容によっては、行政窓口を紹介する。

## ②その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。行政関その他苦情受付機関

倉敷市役所 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	倉敷市西中新田640 086-426-3343 8:30～17:15
岡山県国民健康保険団体連合会所在地 介護110番	電話番号 受付時間	岡山市北区桑田町17-5 086-223-8811 8:30～17:00

## 10. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、完結後5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑤ご契約者のサービス提供時において事故が発生した場合、速やかに管理者への連絡を行い救急隊、緊急連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画作成をした居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへの連絡等、必要な措置を講じます。

## 11. 非常災害対策

事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期するものとする。

①事業所の管理者は、防火管理者を選任する。

②防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。

③事業所は、非常災害に備える為、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年5月及び11月に避難、救出その他必要な訓練を行う。

## 12. 事故発生時の対応

①事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、管理者に報告の上、必要な処置をとる。

②事業所は、前項の事故状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、サービスの提供による賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

③事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、職員会議等で周知徹底すると共に再発防止策を講じる。

事業者及び事業所の従業員又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)また事業者及び事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる事業者旨を、就業規則の内容とする。

・ただし、契約者に緊急な医療上の必要性があるが場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

## 13.個人情報の使用について

・サービス担当者会議などご契約者に関わる他のサービス事業者等の連携を図るなど正当な理由がある場合には、ご契約者又はその家族等の個人情報を必要最小限の範囲内で使用できるものとします。

## 14.緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、お客様の主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員・地域包括支援センターに連絡いたします。

主治医連絡先 病院名

医 师 名

電話番号

緊急時の家族への連絡方法

家族連絡先 連絡者氏名

続柄

住所

電話番号

家族連絡先 連絡者氏名

続柄

住所

電話番号

## 15. サービスの利用に関する留意事項

### ①施設・設備の使用上の注意

- ・施設・設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復して頂くか、又は担当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。
- ・所持金品は自己の責任において管理していただきます。

### ②喫煙 当事業所内外に喫煙スペースはございませんので喫煙はできません

## 16. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘業務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 17. サービス利用を止める場合

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定又は要支援認定の有効期間 満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は、終了します。

### ①ご契約者が死亡した場合

### ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者的心身の状況が自立と判定された場合

### ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

### ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

### ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

### ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合

### ⑦事業者から契約解除を申し出た場合

### ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書を提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

### ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

### ②ご契約者が入院された場合

### ③ご契約者の「ケアプラン(居宅サービス計画あるいは介護予防サービス計画)」が変更された場合

### ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合

### ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

### ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を 傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

### ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解約させていただくことがあります。

### ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、

又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

### ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

**契約の終了に伴う援助**

契約が終了する場合には、事業者はご契約者的心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます

本契約は、事業者が重要事項説明書及びサービス内容説明書と共に利用者に説明し、合意を得た上で署名押印する事によって成立するものとします。利用者と事業者は署名または記名押印の上本契約書を2通作成し、利用者と事業者各1通保有します。

令和 年 月 日

住所

お名前

お電話

署名代筆

住所

お名前 (本人との続柄)

お電話

署名代筆の理由

私は、通所介護サービス事業者として、申し込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

住所 岡山県倉敷市児島稗田町1707

法人名 株式会社SUN GLOW

電話番号 (086)441-3012

代表取締役 西山 元敬 印

説明者